

# 令和8年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金のご案内

## 家計急変世帯への支援〈県内学校在学者用〉

### 1 概要

家計急変により保護者・生計維持者等の収入が減少し、次頁【表1】に相当すると認められうる世帯に対して支給します。

### 2 家計急変事由

- (1) 勤務する会社等を解雇され若しくは会社等の経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
  - (2) 自らが経営する会社等が破産・倒産若しくは経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
  - (3) 火災、風水害等により被災し家計に重大な支障を生じた場合
  - (4) 傷病、死亡等により収入が激減した場合
- ※ 離婚は、対象外



### 3 家計急変発生月

家計急変事由が発生した月とします。

### 4 基準日

基準日時点の状況により審査をします。家計急変の場合は、家計急変発生月により基準日が異なります。

7月1日以前の家計急変：基準日7月1日

7月2日以降の家計急変：基準日申請日の翌月の1日

※ 申請日から翌月1日まで在籍状況に変更があった場合は速やかに申告してください。

### 5 支給額・提出期限

- ① 令和8年7月1日までに家計急変した場合  
支給額：年額支給  
提出期限：令和8年9月30日（水）
- ② 令和8年7月2日以降に家計急変した場合  
支給額：申請月の翌月から令和9年3月までの月数に応じた額（月割での算定）  
提出期限：令和9年1月29日（金）

※ ①、②の支給額は、審査の結果によって給付できない場合があります。

### 6 支給対象となる世帯

基準日現在、次の全てに該当する世帯を対象とします。

〈保護者等の要件〉

- (1) 保護者等が宮崎県内に住所を有する者
- (2) 令和8年度の住民税所得割が課税されていること
- (3) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が受給されていないこと

〈対象となる高校生等の要件〉

- (1) 就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者
- (2) 休学していない者

※ 就学支援金制度の対象外となっている生徒には旧制度要件が適用されます。

【表 1】給付額一覧表

| 区分<br><br>課程 | 区分ごとの給付額 |                 |                          |                                         |                                                      |
|--------------|----------|-----------------|--------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
|              | 制度       | 住民税所得割<br>非課税世帯 | 住民税所得割<br>105,500 円未満の世帯 | 住民税所得割<br>105,500 円以上<br>182,500 円未満の世帯 | 住民税所得割<br>105,500 円以上<br>264,500 円未満<br>の多子世帯(3 子以上) |
| 全日制<br>定時制   | 新        | 152, 000円       | 50,670 円                 | 38,000 円                                |                                                      |
|              | 旧        |                 |                          |                                         |                                                      |
| 通信制          | 新        | 52, 100円        | 17,370 円                 | 13,030 円                                |                                                      |
|              | 旧        |                 |                          |                                         |                                                      |
| 専攻科          | 新        | 52, 100円        | 17,370 円                 |                                         | 13,030 円                                             |
|              | 旧        |                 | 10,420 円                 |                                         | 10,420 円                                             |

## 7 提出書類

### (1) 申請書

### (2) 国籍・在留資格等が確認できる書類（下記のいずれか一つを提出してください。）

〔全日制（定時制）、通信制の在学生〕

ア 高等学校等就学支援金の支給決定通知の写し

イ 高等学校等修学事業費補助金（高校生等・新修学支援）の支給決定通知の写し

ウ 高等学校等修学事業費補助金の支給決定通知書の写し

〔専攻科の在学生〕

ア 住民票の写し（生徒分のみ）

① 日本国籍の方： 本籍地の記載があるもの

② 日本国籍以外の方： 国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの

イ 在留カードの写し等（国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの）

### (3) 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（※）

※ 在留資格が家族滞在の者のうち、日本の小学校及び中学校の両方を卒業し、かつ日本で就労する意思がある場合のみ

### (4) 家計急変が確認できる書類（下記のいずれか一つを提出してください）

ア 勤務先の経営悪化・解雇等の場合……………離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書など

イ 自ら経営する会社等の経営悪化・倒産等の場合……………破産宣告通知書、廃業等届出など

ウ 災害被災者の場合……………罹災証明書など

エ 傷病等の場合……………診断書など

オ 死亡の場合……………死亡がわかる公的書類など

### (5) 家計急変後の所得を証明する書類（3か月分）

ア 会社勤務の方……………給与明細等

イ 個人事業主の方……………帳簿等

※ この他に知事が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

### (6) 保護者等全員分の令和 8 年度の所得課税証明書

※ 申請が複数名（兄弟、姉妹）の場合、申請 1 名につき保護者等全員分が必要となります。

### (7) 個人対象要件証明書（専攻科 2 年生の生徒のみ）

### (8) 扶養親族申告書

### (9) 口座振込先申出書

## 8 提出先

家計急変の申請は書類提出のみ受け付けております。

提出期限までに申請書類を下記へ郵送もしくは持ち込みにて提出してください。

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文教・奨学給付金担当

※ 申請状況及び給付日等に関するお問合せは、個人情報保護の観点から、申請者本人からのお問合せに限りお答えいたします、（配偶者やご家族からのお問合せにはお答えできません。）ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ：宮崎県みやざき文化振興課

(0985) 26-7118

【県ホームページ】

